

法 令 名	大規模小売店舗立地法 〔 平成10年6月3日法律第91号 改正 平成12年5月31日法律第91号 〕
制 度 の 趣 旨	この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。(第1条)
届 出 基 準 及 び そ の 内 容	(1) 対象店舗 小売業を行うための店舗面積が1,000㎡を超える大型店 (※新設、増設、用途変更を含む。) (2) 届出者 大型店の設置者(建物所有者) (3) 届出事項 ①店舗の名称・所在地 ②小売業者名 ③新設予定日 ④店舗面積 ⑤施設の配置(駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数・荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物保管施設の位置及び容量) ⑥施設の運営方法(営業時間、駐車場利用時間、駐車場の出入り口の数及び位置、荷さばきの時間帯) ※変更の場合は、変更事項のみを届け出る。ただし、既存店が最初の変更を行う場合、変更事項以外も届出の対象となる。 (4) 配慮事項 店舗設置者には、「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」に基づき、次のような項目について、配慮が求められています。 ①周辺地域住民等の利便の確保 ・駐車需要の充足など、交通に関すること ・歩行者の通行の利便の確保 ・廃棄物の減量化やリサイクル ・防災対策への協力 ②周辺地域の生活環境悪化の防止 ・騒音の発生に関すること ・廃棄物の保管や運搬 ・街並みづくり (5) 運用主体 県が届け出を受理し、その後の手続きを行う。
基本的な手続き の流れ	(1) 出店計画書・変更計画書による事前協議 (2) 大規模小売店舗の新設・変更の届け出 (店舗面積が1,000㎡を超える場合) → 【公告、縦覧4ヶ月】 (3) 設置者による地元説明会の開催 (届出から2ヶ月以内) (4) 地元市町村の意見聴取、地元住民等の意見提出 (公告から4ヶ月以内) → 【公告、縦覧1ヶ月】 (5) 都道府県の意見の有無を通知 (届出から8ヶ月以内) → 【※意見がなければ手続き終了。公告、縦覧1ヶ月】 ※県の意見の有無の提出の際には、外部有識者による審議会に諮問し、答申を受けている。 (6) 設置者からの自主的対応策の提示 → 【※都道府県の意見を適正に反映しておらず、周辺地域の生活環境に著しい悪影響がある場合】 (7) 地元市町村の意見聴取 (8) 都道府県による勧告 (設置者の対応策提示から2ヶ月以内) → 【※勧告しない場合は手続終了、公告】
H P 上 で の 情 報 提 供	[徳島県のHP] → [事業者の方] → [産業・雇用・労働] → [商工業] → 大規模小売店舗立地法(大店立地法)について <内容> 1 法の概要 2 基本的な手続きの流れ 3 届出状況(随時更新) 4 要綱・届出様式 5 審議会の開催について
照 会 先	徳島県商工労働観光部企業支援課 (TEL. 088-621-2369 FAX. 088-621-2853) E-mail kigyoushienka@pref.tokushima.jp